

令和9年度

鹿屋市保育所・ 認定こども園等 利用申込案内

※転園希望の場合、他児童の申込状況等により
在園施設へ戻れない場合があります。

受付と選考について

在園児童（継続希望・転園希望）・新規児童				
利用希望開始日	受付開始	受付終了	選考方法	決定の時期
令和9年 4月1日～6月1日	令和8年 11月2日(月)	令和8年 11月20日(金)	優先順位区分が 高い方から選考	1月下旬頃 (1次選考分)
	令和8年 11月21日(土)	令和10年3月31日	申込順 (上記 選考後に調整)	3月上旬
令和9年6月2日～	令和8年 11月2日(月)			利用希望日の 2か月前以降
【提出/受付先】 ○在園児童・在園児童のきょうだい ⇒ 入所施設 又は 以下窓口 ○新規児童・在園児童のきょうだい ⇒ 市こども政策課窓口、各総合支所住民サービス課窓口				

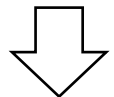
○申込みは、持参・郵送で受け付けます。

※郵送の場合は、受付終了日までの必着となります。

○市役所、各総合支所での受付は、『8：30から17：15まで』

※土、日、祝日、年末年始期間[12月29日(火)～令和9年1月3日(日)]を除く。

申込書類は、
こちらから!!!
「令和9年度鹿屋市
保育所・認定こども
園等利用申込み」



問合せ先/郵送先

鹿屋市こども政策課 保育幼稚園係 ☎0994-31-1134
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

目次

1	保育の必要性と保育必要量 …… P 1	5	入所選考の流れ …… P 4
2	認定 …… P 2	6	申込書類と記入例 …… P 7
3	保育料 …… P 3	7	申込事項の変更と現況調査 …… P 9
4	副食費 …… P 3	8	施設の一覧 …… P10

施設の概要

施設の概要は以下のとおりです。対象児童や利用できる時間等が異なります。

施設区分	施設の概要	対象児童	開所時間	申込先
地域型保育事業所	小規模保育など少人数（19人以下）で児童の保育を行う施設	保育の必要性がある 0歳～2歳児	○保育標準時間 最長11時間 ○保育短時間 最長8時間	市
認可保育所	就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設	保育の必要性がある 0歳～5歳児	・施設により開所時間は異なります。 ・保育時間は、保育の必要性の事由により市が判定。	
認定こども園（保育枠）	保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設			
認定こども園（教育枠）		満3歳～5歳児	4時間程度 + 預かり保育 ・施設により開所時間は異なります。	施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設			

※保育の必要性とは、保護者（父母等）いずれもが、就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。「1 保育の必要性と保育必要量（P1）」参照

※認定こども園（教育枠）、幼稚園については、4時間程度の開所時間に加えて預かり保育（延長保育）があります。

子どもの健康状態

食物アレルギーや発育、発達の遅れなど、子どもの健康の状態について、気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申込時に提出する「アレルギー等調査票」にその旨を必ず記載してください。

また、障がい等のため特別に配慮が必要な子どもの利用申込前には、希望する保育所等を子どもと一緒に見学することをお勧めします。安全に保育できる人員と設備があるかを保育所等と確認の上、申込みをお願いします。

医療的ケアが必要な子どもの申込みは、別途相談が必要になりますので、事前に市こども政策課へご相談ください。

1 保育の必要性和保育必要量

保育の必要性とは、保護者（父母等）いずれもが就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。（保護者が「保育を必要とする事由」に該当するため、児童を家庭で保育できない場合を指す。）以下のいずれかの事由が必要となりますので、申込みの際には、【 】内の書類を添付してください。

項 目	内容及び証明書類	摘 要
① 就労	・ 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 【就労証明書】	事由が継続していれば就学前まで
② 出産等	・ 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	予定日の2か月前から3か月の末日まで
保護者の ③ 病気・ 障がい	・ 保護者が疾病や負傷している場合 ・ 保護者が精神や身体に障がい有している場合 【医師の診断書（写）】又は【病気療養証明書】 【身体障害者手帳（写）】、【療育手帳（写）】 【精神障害者保健福祉手帳（写）】	事由が継続していれば就学前まで
④ 病人の看護	・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合 【看護証明書】	
⑤ 災害の復旧	・ 火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【り災証明書（写）】	復旧に要する期間
⑥ 求職中	・ 保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は【雇用保険受給資格者証（両面写）】	求職活動の開始から3か月の末日まで
⑦ 就学・ 職業訓練	・ 学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 【在学証明書】	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児童の虐待・DV等	・ 児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・ 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 【保護命令、虐待又はDVの被害者であることの証明書】	
⑨ 育児休業・ 育児に専念	・ 育児に専念している場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び出生日が記載されているページ	産後12か月の末日まで

保育必要量とは、利用可能な保育時間のことです。保育の必要性の事由によって、以下の2種類に区分されます。（各施設の保育時間、延長保育の有無は、「8 施設の一覧（P10）」参照）

保育必要量	保育標準時間	保育短時間
利用可能な保育時間	1日最大 11時間 利用	1日最大 8時間 利用
保育の必要性の事由	① 就労 （1か月に 120時間以上 ） ② 妊娠・出産 ③ 保護者の病気・障がい ④ 病人の看護 ⑤ 災害の復旧 ⑦ 就学・職業訓練 ⑧ 児童の虐待・DV等 ⑨ 育児休業等	① 就労 （1か月に 48時間以上120時間未満 ） ⑥ 求職中



※就労時間が月120時間未満であっても、やむを得ない事情（保護者の勤務時間や通勤時間等）がある際は、保育標準時間で認定できる場合がありますのでご相談ください。

2 認定

(1) 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用するには、市へ申込書と必要書類を提出し、「**子どものための教育・保育給付認定**」（以下、1号認定、2号認定、3号認定という。）を受ける必要があります。

※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	○認定こども園（教育枠） ○移行幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、 保育を希望する場合	○認可保育所 ○認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満で保育の必要性があり、 保育を希望する場合	○認可保育所 ○認定こども園（保育枠） ○地域型保育事業所

(2) 子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設、認定こども園の預かり保育を利用する方で、市へ申込書と必要書類を提出し、「**子育てのための施設等利用給付認定**」（以下、新1号認定、新2号認定、新3号認定という。）を受けた方は、利用料の無償化の対象（※上限あり）となります。

※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

※**新2号認定の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。**

認定区分	認定の条件	利用可能施設
新1号認定	満3歳以上である場合	○未移行幼稚園
新2号認定	3歳以上で保育の必要性がある場合	○未移行幼稚園 ○認可外保育施設
新3号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、 <u>市町村民税非課税世帯</u> の場合	○認定こども園（教育枠） 又は 幼稚園の預かり保育

(3) 市独自無償化認定（預かり保育料）

幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する方で、市へ申請書と必要書類を提出し、「**市独自無償化認定**」（以下、市独自認定という。）を受けた方は、利用料の無償化の対象（※上限あり）となります。

※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
市独自認定	満3歳で保育の必要性がある場合 ※満3歳で1号認定又は新1号認定を 受けている場合のみ	○未移行幼稚園 ○認定こども園（教育枠） 又は 幼稚園の預かり保育

3 保育料

令和8年9月からの市独自無償化事業により、市町村民税課税世帯の0歳～2歳児の保育料が無償となり、全年齢児童の保育料が無償となりました。給食費は、主食費（ご飯・パン等の費用）と副食費（おかずやおやつの費用）があり、各施設が定めた額を施設が徴収します。

※認可保育所等の0歳～2歳児は、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。

※3歳～5歳児の給食費のうち副食費については、これまで同様、世帯の市町村民税所得割額やきょうだいの状況によって免除制度があります。

年齢	利用施設	利用料金の決定	認定区分	料金及び無償化等
0歳～2歳児 令和6年4月2日生以降	○認可保育所 ○認定こども園（保育枠） ○地域型保育事業所	○保育料 市が決定	3号認定	○保育料：無償化 ○給食費（主食費＋副食費） ※保育料に含むため、 保護者負担なし
3歳～5歳児 令和3年4月2日生～ 令和6年4月1日生	○認可保育所 ○認定こども園（保育枠）	○給食費（主食費＋副食費） 施設が決定	2号認定	○保育料：無償化 ○給食費（主食費）：保護者負担 （副食費）：保護者負担



市独自無償化事業の
詳細はこちらから！！

POINT



「鹿屋市 保育料 無償化」で検索！

4 副食費

副食費の免除（実費徴収に係る補足給付費認定）

以下のいずれかの条件に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

施設区分	認定区分	条件
○認可保育所 ○認定こども園（保育枠）	2号認定	・所得割額が57,700円未満の世帯 ・所得割額が77,101円未満で、ひとり親等※の世帯 ※児童扶養手当、ひとり親医療費助成の適用がある世帯、障害者手帳等を有する者がいる世帯 ・同時就園のきょうだいから数えて3人目以降の児童
○幼稚園 ○認定こども園（教育枠）	1号認定 新1号認定	・所得割額が77,101円未満の世帯 ・小学校3年生までのきょうだいから数えて3人目以降の児童 【満3歳のみ】 ・委任状の提出（市独自無償化事業によるもの）

※認可保育所等の0歳～2歳児は、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる。）

5 入所選考の流れ

認可保育所・認定こども園（保育枠）・地域型保育事業所を希望し、
入所希望日が4月1日～6月1日の方

受付期間内に提出

申込受付

対象者	受付開始	受付終了
在園児童（継続）	令和8年11月2日(月)	令和8年11月20日(金)
在園児童（転園）		
在園児童のきょうだい		
新規児童		

1次選考

保育の必要性の高い方から選考します。
申込順ではありません。

選考結果通知(郵送)
【1月下旬頃予定】

《入所が内定しなかった場合》

2次選考希望調査
【1月末締切予定】

《入所の内定》

【市から保護者の方へ】(郵送)
・選考後の施設の空き状況をお知らせします。
・希望施設で空きを待つか、希望施設の変更を行うか調査を行います。
【保護者の方から市へ】以下いずれか
・回答フォームから回答
・回答用紙を持参、郵送

《希望施設を
変更した場合》 《入所保留（空き待ち）
を希望した場合》

2次選考

選考結果通知(郵送)【2月中旬予定】

《入所の内定》

《入所が内定しなかった場合》

2次選考で内定しなかった場合の希望施設変更について調査を行います。

施設での入所手続き

・施設から郵送、電話等で連絡があります。

入所保留（空き待ち）

・入所可能になった際に市から連絡します。

受付期間後に提出

申込受付【令和8年11月21日(土)～】

入所選考【2月下旬予定】

【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に、申込みをした方
- 2 申込日が早い方（申込順）

※申込日が同日の場合は、優先順位区分が高い方を優先。

選考結果通知【3月上旬予定】(郵送)

※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただきます。2月中旬以降に申込みした場合は通知が3月中旬以降になります。

《入所の内定》

《入所が内定しなかった場合》

施設での入所手続き

・施設から郵送、電話等で連絡があります。

入所保留（空き待ち）

・入所可能になった際に市から連絡します。

認可保育所・認定こども園（保育枠）・地域型保育事業所を希望し、
入所希望日が6月2日～の方

申込受付【令和8年11月2日(月)～】



入所選考【利用希望日の2か月前】



選考結果通知【利用希望日の1か月半前以降】(郵送)
※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただく場合があります。

【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に申込みをした方
 - 2 申込日が早い方(申込順)
- ※申込日が同日の場合は、優先順位区分が高い方を優先。

《入所の内定》



施設での入所手続き

- ・施設から郵送、電話等で連絡があります。



《入所が内定しなかった場合》

入所保留(空き待ち)

- ・入所可能になった際に市から連絡します。

△事前にご確認ください△

・ **書類に不備があった場合、受付終了日以降の申込みは入所選考の対象外**となります。

・ アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に発達の遅れがある等の配慮が必要な児童の場合は、安全な保育を行うために入所内定前に面談を行っていただきます。施設の状況等により受け入れができない場合があります。

・ 利用希望が無くなった場合は、速やかに市こども政策課へ申込み取下げのお手続きをお願いします。

・ 利用申込みに際しては、お子様と一緒にご希望の保育所等を見学していただくことをおすすめします。なお、見学を希望される際には、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。申込前に保育方針、諸経費、送迎バスの有無などの利用条件をご確認ください。

認定こども園（教育）・幼稚園・認可外保育施設を希望する方

申込受付

入所選考・内定

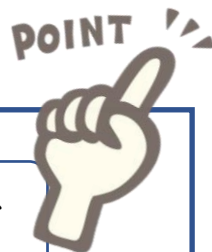
※施設により受付の開始時期や選考方法が異なりますので、
事前に希望施設へお問合せください。



市へ支給認定、施設等利用給付認定等を申込み



市が認定し、
施設、保護者へ通知(郵送)



△市独自無償化認定についても、手続き漏れがないようご注意ください△

鹿屋市外に在住し、鹿屋市へ転入予定の方

『転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書』を提出していただくことで、**鹿屋市へ直接申込み**していただくことが可能です。受付期間は、市内在住の方と同じです。

鹿屋市内に在住し、鹿屋市外の保育施設を希望する方（広域入所）

里帰り出産や、勤務地の都合等により鹿屋市外の施設への入所を希望する場合は、希望先の市町村と鹿屋市で協議を行い入所を決定します。市内施設を希望する場合と同様に**鹿屋市へ申込み**してください。

入所選考は受入先施設の所在する市町村が行い、**認定及び保育料の決定は鹿屋市**が行います。

鹿屋市内に在住し、鹿屋市外へ転出予定の方

申込方法や受付期間が市町村によって異なりますので、希望する施設のある市町村へお問合せください。鹿屋市を通して申込みが必要な場合は、必要書類をそろえて提出してください。郵送で送付しますので、期間に余裕を持ってご提出ください。

保育の必要性和選考手順

以下の優先順位区分、選考項目を基に保育の必要性を判断し、入所選考を行います。

《選考の手順》

- ① 区分の高い児童から施設への受入可否を判断
- ② 区分が同じ場合は、選考項目により受入可否を判断

《優先順位区分》

区 分
1 在園児童
2 きょうだい児童
3 地域型保育事業所に在園中で連携施設を希望する世帯の児童
4 保育所等勤務（予定）世帯の児童
5 特別の支援を要する世帯の児童
6 ひとり親等世帯の児童
7 転園を希望する世帯の児童
8 新規入所を希望する世帯の児童

《選考項目》

項 目
保育の必要性の事由 （就労形態や勤務時間、出産予定日等）
児童の状況 （前年度の申込状況、入所状況等）
世帯の状況 （家族の同居状況、未就学児の人数等）

入所保留（空き待ち）

入所申込みは、令和9年度中（令和10年3月末日まで）は有効です。

施設に受入が可能となった際に市から連絡します。

入所保留（空き待ち）となった場合は、市から「入所保留通知」を郵送します。職場やハローワークから育児休業給付金の延長申請に係る書類の提出を求められた際にご利用ください。※**再発行不可**

【注意事項】

- ・希望施設の追加や変更を希望する場合は、「支給・給付認定変更申請書」の提出が必要です。
- ・令和10年度（令和10年4月～）の入所を希望する場合は再度申込みが必要です。
- ・認可施設（保育所、認定こども園（教育枠・保育枠）、地域型保育事業所、幼稚園）に入所しながら空き待ちをすることはできません。

入所選考期間

入所選考は、最短で利用希望日の2か月前から行い、希望日の1か月半前を目途に結果を電話連絡し、通知を郵送します。利用希望日の2か月前よりも前の場合は、申込順が前後して入所決定する場合があります。

6 申込書類

申込みに必要な書類は以下のとおりです。保育の必要性の証明書類の詳細は「1 保育の必要性と保育必要量（P1）」をご確認ください。

(1) 保育を希望する場合（認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業所）

【新規入所・転園（令和9年4月以降）希望の方】

※転園希望の場合、他児童の申込状況等によっては在園施設へ戻れない場合があります。

書類	必要な方	必要な部数
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼 利用申込書（教育・保育施設）兼 現況届【C】（以下「申込書【C】」）	全員	児童1人につき1部
同意書兼誓約書		
アレルギー等調査票		
保護者（父母等）の保育の必要性の証明書類		保護者毎1部
マイナンバーの利用に関する同意書 ※新規のみ		世帯で1部
転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書	鹿屋市へ転入予定の方	世帯で1部

【継続入所（令和9年4月以降）希望の方、または令和8年度末で卒園する方】

書類	必要な方	必要な部数
申込書【C】	全員	児童1人につき1部
同意書兼誓約書 ※令和8年度末卒園児不要		
アレルギー等調査票 ※令和8年度末卒園児不要		
保護者（父母等）の保育の必要性の証明書類		保護者毎1部

(2) 教育を希望する場合（認定こども園（教育枠）、幼稚園）

書類	必要な方	必要な部数
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼 利用申込書【A】	全員	児童1人につき1部
マイナンバーの利用に関する同意書		世帯で1部
子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】	新2号認定・新3号認定を希望する方	児童1人につき1部
保護者（父母等）の保育の必要性の証明書類		保護者毎1部
保育料等無償化事業認定申請書	市独自認定を希望する満3歳のみ	児童1人につき1部
保護者（父母等）の保育の必要性の証明書類		保護者毎1部
委任状	満3歳のみ	児童1人につき1部

マイナンバーカードの提出

申込みの際には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、マイナンバーカードの提出が必要です。提出には、以下の書類が必要です。

(1) マイナンバーの利用に関する同意書

(2) 確認書類2種（①、②から1種ずつ）

① 個人番号確認書類（以下の内いずれか）

マイナンバーカード（裏面）、通知カード、個人番号記載の住民票

※記載された氏名、住所等の変更手続きがされているもの

② 本人確認書類（以下の内いずれか）

マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等

提出時の注意事項

不足書類がある場合や受付期間を過ぎた場合は、認定ができないことや入所選考の対象外となる場合がありますので以下の項を再度ご確認ください。

【保育の必要性の証明書類】 → 「1 保育の必要性と保育必要量（P1）」

【申込先、受付期間等】 → 「5 入所選考の流れ（P4）」

6 記入例

《1号認定向け》

○申込書【A】（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書）

《新1号・新2号・新3号認定向け》

○申込書【B】（子育てのための施設等利用給付認定申請書）

《2号・3号認定向け》

○申込書【C】（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書（教育・保育施設）兼現況届）

※○同意書兼誓約書、○アレルギー等調査票 含む。

《その他》

○マイナンバーの利用に関する同意書

○転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書



右QRコードから、
“令和9年度鹿屋市保育所・認定こども園等利用
申込み”ページを選択し、該当箇所を要確認



《市独自認定向け（保育料等無償化事業）》

○保育料等無償化事業認定申請書



右QRコードから、該当箇所を要確認



《保育の必要性証明書類》

○就労証明書や病気・療養証明書 等



右QRコードから、該当箇所を要確認



7 申込事項の変更と現況調査

利用申込後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、市こども政策課にて手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	届出	添付書類・留意事項
① 住所変更（市内の転居）	「支給・給付認定 変更申請書」	特になし
② 希望施設や利用期間の変更		
③ 1か月以上の欠席		確定申告書の写し等内容が分かる書類
④ 税の申告・更正		
⑤ 世帯員や氏の変更	「保育所等利用申 込み取下げ届」	《婚姻》 配偶者の保育の必要性証明書類 《離婚》 離婚届受理証明書等の親権者が分かる公的書類 《離婚調停中》 調停中が分かる公的書類
⑥ 保育を必要とする事由の変更		変更後の保育の必要性の証明書類 「1 保育の必要性と保育必要量（P1）」
⑦ 利用申込みの取下げ		入所施設が決定している場合は、事前に施設へ連絡してください。
⑧ 退所	「保育所等退所 届」	事前に入所施設へお伝えください。
⑨ 鹿屋市外へ転出		※継続して同施設入所を希望する場合も必要

オンライン申請

保育所等を利用予定の方、利用されている方の利便性向上と手続き簡素化を目的として、保育所等関係手続のオンライン手続きを開始しております。詳細は市ホームページをご確認ください。



【注意事項】

- ・添付書類がない場合は、変更が受け付けられません。
- ・**保育必要量の変更は、届出翌日以降になります。遡って変更することはできません。**
- ・**保育の必要性の事由に該当しなくなった場合や、届出をしなかった場合、特別な事由無く1か月以上登園しなかった場合は、実施解除（退所）となる場合があります。**
- ・世帯員の変更や税の申告・更正があった場合は、事由発生翌月から変更となります。

【決定の保留・取消について】

以下の場合、入所の決定を保留または取り消すことがあります。

- ① 過年度の保育料に滞納があり、誠実な対応や支払いの意思がない場合
- ② 申込みにおいて、必要書類が未提出の場合
- ③ 申込書類や各種証明書に不備（記入漏れ）がある場合
- ④ 申込内容に虚偽があった場合
- ⑤ 申込時から変更になった事柄について、変更の届出がなかった場合



現況調査

申込事項に変更がない場合であっても、市へ保育の必要性が継続している事を届け出る必要があります。**毎年、現況調査をする必要があります**ので、ご理解及びご協力をお願いします。調査に際して、書類の提出がない場合や保育の必要性の事由に該当しない場合は、実施解除（退所）となる場合があります。

認可保育所

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
祓川	はらい川保育園	祓川町 4498番地	42-2250	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	○	3歳以上(くりのみ保育園 ・寿2どんぐり保育園)
寿	くりのみ保育園	寿5丁目 17番7号	40-0963	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	3歳以上(くりのみ保育園 ・寿2どんぐり保育園)
西俣	西南保育園	萩塚町 3257番地5	49-2102	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	○	串良町(要相談)
串良	正徳保育園	串良町岡崎 3445番地2	63-2186	7:00	18:00	9:00	17:00	～18:30	○	串良町(要相談)
	洗心保育園	串良町有里 460番地	63-9192	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	○	送迎ステーション(寿)
	ふたば保育園	串良町下小原 4860番地2	63-2620	7:10	18:10	9:00	17:00	～18:40	○	送迎ステーション(寿)
細山田	ひばり保育園	串良町細山田 5295番地1	62-3377	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	○	送迎ステーション(寿)

認定こども園

※認定こども園の記載内容は保育機能（2号認定・3号認定）に係るものです。
★施設は、令和9年度から認定こども園へ移行予定

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
祓川	円鏡保育園	西祓川町 374番地1	43-9000	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
鹿屋	アソカ幼保連携型 認定こども園	向江町 4番2号	42-3801	7:30	18:30	9:00	17:00		○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	幼保連携型認定こども園 鹿屋カトリック幼稚園	古前城町 14番1号	44-4683	7:30	18:30	9:00	17:00		○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	白崎保育園	白崎町 15番18号	42-3589	7:00	18:00	8:00	16:00	～18:30	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	杉の子保育園	打馬2丁目 12番33号	43-2475	7:15	18:15	8:15	16:15	～18:45	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
東原	ひがしはら 認定こども園	旭原町 2539番地15	43-5095	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
笠野原	幼保連携型認定こども園 笠之原こども園	笠之原町 46番15号	42-2919	7:30	18:30	8:00	16:00	～19:00	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	★ひなぎく保育園	笠之原町 6番1号	42-4077	7:15	18:15	8:15	16:15	～18:45	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
寿	認定こども園愛育園 (大黒保育園分園)	新川町 125番地1	41-0820	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	本園⇄分園
	寿敬心保育園	寿5丁目 24番16号	42-2988	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	○	本園⇄分園
	幼保連携型認定こども園 第2こばと保育園 (こばと保育園分園)	新川町 88番地9	35-4666	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園
	第一鹿屋幼稚園	寿5丁目 19番14号	44-8668	7:30	18:30	8:00	16:00	～19:00	○	個別相談
寿北	エンゼル保育園	札元2丁目 3721番地1	43-9353	7:15	18:15	8:30	16:30	～18:45	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	幼保連携型認定こども園 わかば保育園	寿4丁目 8番14号	44-5234	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
田崎	幼保連携型認定こども園 こばと保育園(本園)	川西町 4796番地	42-4480	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	本園⇄分園
	認定こども園 つるみね保育園	川西町 3985番地4	45-6201	7:15	18:15	9:00	17:00		○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	幼稚園型認定こども園 日の出幼稚園	川西町 3631番地	44-2963	7:30	18:30	8:30	16:30	～18:30	○	3歳以上(土曜日、1号の長 期休みは送迎なし)
	平和保育園	田崎町 2294番地1	42-4487	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	信愛こどもの園	西原1丁目 28番25号	42-4012	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	○	旧鹿屋市内(土曜日、1号の 長期休みは送迎なし)
西原	幼保連携型認定こども園 第二高須保育園 (高須保育園分園)	大浦町 14013番地7	52-1365	7:00	18:00	8:45	16:45	～18:30	○	本園⇄分園
	認定こども園 二葉保育園	上谷町 13609番地	44-6107	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)

認定こども園

※認定こども園の記載内容は保育機能（2号認定・3号認定）に係るものです。

★施設は、令和9年度から認定こども園へ移行予定

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
西原	松下保育園（本園）	西原1丁目 22番23号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	～18:40		
	松下第2保育園 （松下保育園分園）	西原1丁目 22番29号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	～18:40		
	まつしたこどもえん	上谷町 11185番地1	43-7233	7:30	18:30	9:00	17:00	～18:30		
西原台	敬心保育園	今坂町 12405番地47	44-6577	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00		
	認定こども園 西原幼稚園	西原4丁目 7番9号	43-3342	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	○	要相談
	さくら保育園	西原2丁目 37番10号	42-4455	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00		
花岡	幼保連携型認定こども園 光華こども園	花岡町 369番地1	46-3764	7:00	18:00	8:00	16:00	～18:30		
	幼保連携型認定こども園 ふるえこども園	古江町 820番地	46-2067	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	○	送迎ステーション （西原2丁目）
野里	幼保連携型認定こども園 高須保育園	高須町 1389番地	47-2029	7:00	18:00	8:45	16:45		○	本園⇄分園
	★野里にじの丘こども園 （旧:野里保育園）	上野町 4776番地3	42-3577	7:00	18:00	8:00	16:00	～18:30		
大始良	認定こども園 南部幼稚園	下堀町 9579番地1	44-6850	7:30	18:30	8:00	16:00	7:00～ ～19:00	○	個別相談
	和光幼保連携型 認定こども園	横山町 1566番地	48-2931	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00		
大黒	認定こども園 大黒保育園（本園）	下高隈町 4681番地5	45-3078	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園 本園周辺（他要相談）
高隈	高隈こども園	上高隈町 77番地	45-2039	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	○	送迎ステーション （鹿屋小近く）（要相談）
輝北	認定こども園 正覚寺保育園	輝北町市成 1467番地	099-485 -1154	7:30	18:30	9:00	17:00	～19:00	○	要相談
	幼保連携型 光明こども園	輝北町上百引 3989番地	099-486 -0562	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30		
細山田	幼保連携型認定こども園 細山田こども園	串良町細山田 4833番地5	62-2026	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	○	個別相談
上小原	上小原 認定こども園	串良町上小原 2621番地3	63-4505	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00		
吾平	あいら 認定こども園	吾平町上名 7681番地	58-8220	7:30	18:30	9:00	17:00	～19:00		
	幼保連携型認定こども園 いずみ幼稚園	吾平町上名 6368番地2	58-6893	7:30	18:30	9:00	17:00	～19:00	○	旧鹿屋市 吾平町内
下名	瑞穂保育園	吾平町麓 1257番地4	58-7800	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00		

地域型保育事業所

※にじいろ保育園、ミルキーランド、ゆうゆう倶楽部保育園は、従業員枠（従業員の子どもが利用できる枠）と地域枠（従業員の子ども以外が利用できる枠）があります。

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
鹿屋	にじいろ保育園 （旧LINKSにじいろ保育園）	下祓川町 1794番地	45-6554	7:45	18:45	7:45	15:45	～19:15		
寿	第1どんぐり 保育園	寿5丁目 19番10号	45-7311	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00		
	チャイルドハウス 花	寿5丁目 18番12号	41-7235	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00		
	ミルキーランド	寿8丁目 21番2号	44-2020	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00		
寿北	第3どんぐり 保育園	寿3丁目 7番16号	35-1212	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00		
田崎	第二南ん里保育園	田崎町 1316番地	40-7020	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00		
西原	ゆうゆう倶楽部 保育園	大浦町 14029番地6	45-7788	7:30	18:30	8:30	16:30	6:30～ ～19:30		
西原台	第2どんぐり 保育園	郷之原町 12394番地10	40-2233	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	3歳以上（くりのみ保育園 ⇄第2どんぐり保育園）

Q.いろいろな施設がありますが、どのように選べば良いですか。

A.施設への見学をお勧めしております。

ご自宅や通勤経路からの利便性や教育・保育方針、園の雰囲気、利用料金等を確認してください。お子様同伴のうえ見学をお勧めいたします。また、アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に配慮が必要な場合は、安全な保育を実施するために事前に施設へお伝えください。見学は、保護者の方から直接施設へ連絡を行っていただいております。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kokanri/benrityou.html>

【鹿屋市パパ・ママ・子どもの便利帳「07 保育所・認定こども園・幼稚園」】

こちらからも
確認できます

《QRコード》



Q.認定こども園の1号認定、2号認定はどのような違いがありますか。

A.開所時間、長期休暇（夏休み）等の取扱いが異なります。

詳細は施設にお尋ねください。

認定区分	平日	開所時間	長期休暇
1号認定	月～金	4時間程度+預かり保育	設定あり
2号認定	月～土	8、11時間	なし

Q.「1～3号認定」と「新1～3号認定」は何が違うのでしょうか。

A.認定とは、給付費を受けるために必要なものであり、認定によって給付費が異なります。

※給付費は市から利用施設へ支給します。（法定代理受領）

認定区分	給付費の内容
子どものための教育・保育給付認定 （1～3号認定）	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を利用する際に必要な費用（公定価格）を支給する。 【保育所等を利用する際に必要な費用（公定価格）】
子育てのための施設等利用給付認定 （新1～3号認定）	未移行幼稚園、認可外保育施設、認定こども園及び幼稚園の預かり保育等を実際に利用した費用のうち上限額までを支給する。

Q.認定を受けたいのですが、必要書類が揃っていません。いつから認定が可能ですか。

A.すべての書類が不備なく揃い、市が受け付けた日から認定します。

書類に不備がある場合は受付ができません。必要書類を揃えてから提出してください。また、受付日より遡って認定することは、原則できませんのでご了承ください。なお、就労証明書は、就労予定日を記載していただくことが可能ですので就労先へご相談ください。

Q.きょうだいで同時に保育施設を利用しますが、変更届や添付書類は子どもの人数分必要ですか。

A.変更届、添付書類は1部で構いません。

申込書類及び現況届については、お子様おひとりずつの提出を依頼しておりますが、変更届や添付書類は世帯で1部で構いません。